相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県新潟市船江町二丁目甲二番地五一六、最後の住所新潟市船江町二丁目一一番三一号　被相続人　亡　阿部　清男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月十九日

新潟市中央区西堀前通一番町七〇三番地西堀一番町ビル三〇一弁護士法人新潟みなと法律事務所　相続財産管理人　弁護士　佐藤　克哉

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県高岡市明野町九番地四、最後の住所富山県高岡市明野町一番三号　被相続人　亡　西島　才七

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月十九日

富山県高岡市中川上町九番六号　相続財産管理人　本多　利光

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府堺市北区船堂町一丁一二八番地、最後の住所福井県鯖江市和田町第九号一番地一　被相続人　亡　山下　茂治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月十九日

大阪市北区西天満一―二―五大阪ＪＡビル一二階　相続財産管理人　弁護士　洞　良隆

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍高知県高知市春野町弘岡下四七七番地、最後の住所高知市春野町弘岡下四七七番地　被相続人　亡　野中　益穂

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月十九日

高知県吾川郡いの町枝川二二六番地二　相続財産管理人　土居　雅之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不明、最後の住所不明　被相続人　亡　野村亀太郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月十九日

高知市本町五丁目二番一五号高知法律事務所　相続財産管理人　弁護士　坂本　真帆

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不明、最後の住所不明　被相続人　亡　山脇万之丞

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月十九日

高知市本町五丁目二番一五号高知法律事務所　相続財産管理人　弁護士　坂本　真帆

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不明、最後の住所不明　被相続人　亡　矢野　喜平

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月十九日

高知市本町五丁目二番一五号高知法律事務所　相続財産管理人　弁護士　坂本　真帆

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不明、最後の住所不明　被相続人　亡　野村　重次

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月十九日

高知市本町五丁目二番一五号高知法律事務所　相続財産管理人　弁護士　坂本　真帆

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不明、最後の住所不明　被相続人　亡　柳井　金吾

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月十九日

高知市本町五丁目二番一五号高知法律事務所　相続財産管理人　弁護士　坂本　真帆

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不明、最後の住所不明　被相続人　亡　野村　春次

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月十九日

高知市本町五丁目二番一五号高知法律事務所　相続財産管理人　弁護士　坂本　真帆

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不明、最後の住所不明　被相続人　亡　川窪　義司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月十九日

高知市本町五丁目二番一五号高知法律事務所　相続財産管理人　弁護士　坂本　真帆

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不明、最後の住所不明　被相続人　亡　矢野　鹿

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月十九日

高知市本町五丁目二番一五号高知法律事務所　相続財産管理人　弁護士　坂本　真帆

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不明、最後の住所不明　被相続人　亡　濱田　楠馬

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月十九日

高知市本町五丁目二番一五号高知法律事務所　相続財産管理人　弁護士　坂本　真帆

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不明、最後の住所不明　被相続人　亡　島村　宗造

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月十九日

高知市本町五丁目二番一五号高知法律事務所　相続財産管理人　弁護士　坂本　真帆

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不明、最後の住所不明　被相続人　亡　柳井　金吾

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月十九日

高知市本町五丁目二番一五号高知法律事務所　相続財産管理人　弁護士　坂本　真帆

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不明、最後の住所不明　被相続人　亡　野村　春次

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月十九日

高知市本町五丁目二番一五号高知法律事務所　相続財産管理人　弁護士　坂本　真帆

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不明、最後の住所不明　被相続人　亡　島村　宗造

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月十九日

高知市本町五丁目二番一五号高知法律事務所　相続財産管理人　弁護士　坂本　真帆

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不明、最後の住所不明　被相続人　亡　野村亀太郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月十九日

高知市本町五丁目二番一五号高知法律事務所　相続財産管理人　弁護士　坂本　真帆

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不明、最後の住所不明　被相続人　亡　山脇万之丞

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月十九日

高知市本町五丁目二番一五号高知法律事務所　相続財産管理人　弁護士　坂本　真帆

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不明、最後の住所不明　被相続人　亡　矢野　喜平

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月十九日

高知市本町五丁目二番一五号高知法律事務所　相続財産管理人　弁護士　坂本　真帆

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不明、最後の住所不明　被相続人　亡　野村　重次

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月十九日

高知市本町五丁目二番一五号高知法律事務所　相続財産管理人　弁護士　坂本　真帆

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不明、最後の住所不明　被相続人　亡　野村　春次

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月十九日

高知市本町五丁目二番一五号高知法律事務所　相続財産管理人　弁護士　坂本　真帆

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不明、最後の住所不明　被相続人　亡　川窪　義司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月十九日

高知市本町五丁目二番一五号高知法律事務所　相続財産管理人　弁護士　坂本　真帆

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不明、最後の住所不明　被相続人　亡　濱田　楠馬

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月十九日

高知市本町五丁目二番一五号高知法律事務所　相続財産管理人　弁護士　坂本　真帆

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不明、最後の住所不明　被相続人　亡　野村　重次

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月十九日

高知市本町五丁目二番一五号高知法律事務所　相続財産管理人　弁護士　坂本　真帆

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不明、最後の住所不明　被相続人　亡　野村弥太郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月十九日

高知市本町五丁目二番一五号高知法律事務所　相続財産管理人　弁護士　坂本　真帆

前払式特定取引契約上の地位承継のお知らせ

譲渡人は平成二十六年九月十九日、割賦販売法の前払式特定取引に基づく会員との契約上の地位を譲受人に譲渡しました。

今後、これまで譲渡人の会員であられた方々の権利義務につきましては、譲受人が責任をもって承継させて頂くことをお知らせいたします。なお、異議のある方は、文書により平成二十六年十月二十日までに左記譲受人に対してお申し出下さい。

平成二十六年九月十九日

譲渡人
愛知県豊川市松久町一丁目一〇五番
有限会社まるや本店
代表取締役　山口　敏夫

譲受人
名古屋市中村区名駅南四丁目九番二二号
株式会社出雲互助会
代表取締役　浅井　明子